

中央防災会議

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした
地震・津波対策に関する専門調査会」

第 11 回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議
「東北地方太平洋沖地震を教訓とした
地震・津波対策に関する専門調査会」
第 11 回議事次第

日 時：平成 23 年 9 月 24 日（土）12:59～14:42

場 所：中央合同庁舎 5 号館 2 階講堂

1．開 会

2．議 事

- ・最終報告に向けて

3．閉 会

開 会

○越智（事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の第 11 回会合を開催いたします。

委員の先生方には御多忙の中、また 3 連休の真ん中の土曜日の開催にもかかわらず御出席いただきまして大変ありがとうございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、平野大臣からごあいさつを申し上げます。

平野大臣挨拶

○平野大臣 今日が、第 11 回目の専門調査会ということになります。委員の皆様方には御多忙中の中、また今日は 3 連休の中日ということになりますけれども、休日にもかかわらず御出席をいただきましたこと、御礼を申し上げます。

台風 15 号、台風 12 号の対応の真っ最中に台風 15 号がやってまいりました。地域、地域ごとに早期の避難勧告が出たり、こうした災害の対応につきましては地域によって、自治体によって、これまでの経験を生かしてきた対応がされてきているのではないかと思います。

政府としては、まずはまだまだ行方不明の方々がおられますので、こういった方々に対しての捜索、救助、これをしっかりやるとともに、被害の全貌を明らかにしまして、一日も早い復旧に全力を挙げたいと思っています。

いつの災害もそうなのですが、そうした復旧をやると同時に、一つひとつの災害には多分きちんとした教訓があるだろうと思っています。今回の台風においても、事後にしっかりとした検証を行って、次に役立てるものは役立てるといった姿勢を貫くことも大事ではないかと思っています。

特に、東日本大震災はまさに未曾有の大震災でございましたけれども、冒頭申し上げましたように今日が第 11 回目ということになりました。今まで本当に熱心な御議論をいただきまして、その詰めの段階に入ってきたと思っています。

皆様方のこれまでの議論の集積をしっかりと次に生かしていくためにも、今日も活発な御議論をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私の冒頭のごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○越智（事務局） 大臣、どうもありがとうございました。

本日は岡村委員、野田委員、平原委員、翠川委員は御都合により御欠席となっております。

それでは、早速ですけれども、お手元に配付しております本日の資料を確認させていただきます。

上の方から順番に議事次第、座席表、委員名簿、次回開催予定、これまでの検討内容と今後のスケジュール、参考資料が1としてあります。

それから、非公開資料として1、2、3、4、5と5つほどございます。非公開資料については、委員の皆様方だけにお配りしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以下の進行は河田座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

なお、報道関係の皆様方は恐縮ですが、ここで御退室をお願いいたします。会議終了後、座長からブリーフィングがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○河田座長 まず、議事に入ります前に、議事要旨、議事録及び配付資料の公開について申し上げます。

これまでと同様に、議事要旨は調査会終了後、速やかに作成し、公表、また詳細な議事録は調査会にお諮りした上で一定期間を経過した後に公表したいと思います。そして、議事録、議事要旨は発言者を伏せた形で作成したいと思います。

詳細な議事録の公表のタイミングについて、前回の会合で専門調査会の最終報告がとりまとめられてから2年としてはどうかといたしましたでしたが、追って1年としてはどうかという御意見も寄せられておりますので、私はあのときに1年でも2年でもそんなに変わらないじゃないかということでお諮りした経緯がありますので、公表のタイミングにつきましては早い方がいいだろうということで1年ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(委員 異議なし)

○河田座長 では、前回は2年となりましたけれども、1年に改めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局は本日御欠席の委員への御連絡をよろしくお願いいたします。

また、本日の資料につきましては非公開資料を除き、公開とさせていただきます。

なお、本日も会議終了後に私から記者ブリーフィングをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事である最終報告について、御審議いただきます。この案につきましては、委員の皆様からたくさんメール等で御意見をいただいております、事務局を中心に極力それを反映した最終報告案になっておりますが、それについても今日いろいろな点で御検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

資料説明

○越智（事務局） それでは、非公開資料1というものがございます。まずは、これに沿って順々に御説明したいと思います。見え消し版になっておりますので、前回出したものとどういふようなところが変わっているかということを中心に御説明をしたいと思います。

なお、非公開資料の4とか5につきましては、後ほど別途説明させていただきます。

非公開資料1を1枚繰っていただきますと、目次が付いてございます。目次の次のページから1ページという形でありますので、こちらの方から追って説明したいと思います。

まず1ページのところを開けてください。真ん中から下のところに「設定」というのを「想定」という言葉に置き換えておりますが、実はこの報告書は中間とりまとめの中で4か所ほど「設定」という言葉が使われておりまして、それ以外は全部「想定」という言葉で、中間報告を出した後に外部有識者の方から「設定」と「想定」の使い分けというか、整理はどうなっているのかということがありましたので、改めて事務局の方で整理しました。

ここの部分については「想定」というふうに表現を変えさせていただいておりまして、想定地震・津波は設定する。地震・津波の想定といったような整理の仕方にさせていただいておりますので、後ほどまだ3か所ほどありますので御説明いたします。

それから、2ページのところですが、これにつきましては委員から最後に少し丁寧に書いていただいた方がよろしいということで御意見をいただきましたので、このような形で追加させていただいております。

次のページをお願いいたします。3ページでございます。機械的あるいは表現の適正化ということの部分についての説明は省略させていただきたいと思います。

上のところは、メカニズムの関係でこのような表現の方がよろしいだろうということで、先生方からいただいた意見を反映しております。

それから、3ページの下のところも少し丁寧に地震動の周期特性のことを書いた方がいいということと、右側の方もそれに伴って文章の前後を少し入れ替えたり、補足をしております。

4ページは、以上でございます。

それから、5ページをごらんいただきたいと思います。5ページの上の方で、「震度と津波高」というふうに表現を変えております。これは、これまでの検討は過去の地震の震度と津波高を再現するということで、ここは厳密に書いた方がいいだろうという御意見をいただきましたので、このような表現にさせていただいております。

それから、真ん中の「具体的な防災対策の」というところは、これは理由を少し明確に書いておいた方がいいであろうということで追記させていただいております。

6ページは、特段ありません。

それから、7ページでございますが、ちょうど中ほどの下辺りに長期評価のことについてもきちんと触れておいた方がいいということで御意見がありましたので、先生と御相談してこのような「地震調査委員会と引き続き十分に連携し実施する必要がある」というこ

とで表現を追記させていただいております。

それから、8 ページの中ほどにつきましては、南海トラフのことについて補足しておいた方がいだろうということと、それからその下に「海溝型大規模地震」と今まで言っておりましたが、「海溝型巨大地震」の方がよろしいのではないかとということで御意見をいただきまして、大規模地震も幅があるということで「巨大」という言葉で今回表現を統一させていただいてはどうかということで、これから先は「海溝型巨大地震」という表現にさせていただいております。ハザードの起こり方と被害の出方という見方があると思いますが、被害の出方みたいなことを考えて巨大地震というふうなことを考えているところであります。

それから、一番下のところ、前回も御意見が出ていた部分ですが、前は「より詳細な」のところを、「より安全性の高い」ということであったのですが、その前段のところにこのような「安全性に配慮する観点からも」と入れる方法はどうかという御意見をいただきまして、ここについては全体的な話にいつているということでありまして、一応今回事務局案では入れさせていただいているところであります。

それから、10 ページをごらんいただきたいと思います。ここの上のところに2 か所ほど「設定」という言葉が出てきております。3 行目のところは、「想定する津波」、それでその下の行のところは「設定」ということで、こういうふうな形にさせていただきたいということをつくっておるところであります。

11 ページ、12 ページは、特に機械的に変更でございます。

それから、13 ページにつきましても表現を適正化したということでございまして、14 ページのところにつきましては先ほども長周期の話とか出ておりましたので、そこら辺の文章のものと合わせた形で文章を適正化しているところでございます。

それから、15 ページは飛びまして 16 ページであります。「6. 津波被害を軽減するための方策について」ということで、「基本的考え方」というものを座長と御相談してこのような形で入れさせていただいております。減災の考え方と、それからそれに対しての取組みの方針ということで、保全施設の整備と避難を軸にした形ということで、上3つ付けているところであります。

それで、4つ目の丸でそれを総括して「すなわち」ということで全体をとりまとめているということでもあります。

それから、一番下のところにつきましては、国とか地方公共団体の防災関係機関が国民、住民にわかりやすく情報を発信することが必要であるということで御意見をいただきましたので、その分を追記させていただいております。

それから、17 は飛びまして 18 ですが、ちょうど真ん中辺りに津波警報の特性ということで「予測精度など」ということで、警報の中でも精度、倍、半分とかいろいろ言われていますが、そういうようなことをイメージできるように文章として入れさせていただいております。

それから、一番下のところにつきましては、これは追記をさせていただいているところ
であります。丁寧に書いておいた方がよろしいのではないかという御意見をいただきました
ので、その伝える仕組みを構築することが必要であるという趣旨を「住民等の理解を深
める」ということで入れさせていただいております。

あとは、19 ページは機械的に直しております。

それから、20 ページは観測体制の充実・強化ということで、より文章を明確化しておい
た方がいいであろうというようなことで修正を行っております。

20 ページの下の方にはデータのバックアップ、同時被災による機能喪失を回避するとい
うことで、前回も御意見がありましたし、東京と大阪だけではないほかのところでもデー
タのバックアップとか補完できるような形ということで入れさせていただきました。

それから、21 ページでございますが、21 ページのちょうど中ほどにありますように、避
難場所の設置のこととか広域避難のことについては、資料 5 の方で後ほどまた御議論いた
だきたい点の 1 つでありますので、ここは後ほど詳しく説明させていただきます。

それから 23 ページですが、これは「地震・津波に強いまちづくり」の基本的考え方のと
ころにハード対策についてもきちんと書いておく方がよろしいであろうと前回意見をいた
だきましたので、その分を入れさせていただいているところであります。

それから、石碑のところについても少し補足いたしました。

24 ページにつきましては、機械的に文章を整理させていただいております。

25、26 ページについては特段ございません。

27 ページであります。これは防災意識の向上のところではありますが、少し言葉を補足
して「教育の専門家や現場の実務者などの参画のもとで」というような言葉を入れさせて
いただいております。

それから、その下のハザードマップのところにつきましては、「ハザードマップの不備な
面について」というところで「利活用法も含めて」ということで言葉を補足させていた
だいているところであります。

それから、その下は言葉を丁寧に解説したということでもあります。

それから、28 ページですが、自動車避難のことについてでございます。この部分につ
きましては、また別途御意見が出てきておりますので、この説明の終わりの部分でもう一度
詳しく説明をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それが一連ずっとありまして、その後に 29 ページの下のございます。前回、「津
波てんでんこ」の話と、31 ページをごらんいただきたいと思いますが、31 ページのコミュ
ニティの充実とか防災リーダー育成のところを書いていた、今は消しておりますけれども、
この 2 行がうまく合っていないのではないかと、矛盾しているのではないかとすることがあ
りましたので、これについては 29 ページの下の方に「津波てんでんこ」の意識を徹底す
ることが必要である。一方で、犠牲者をできるだけ少なくするために、高齢者、障害者な
ど災害時要援護者の避難の支援方策を徹底的に検討し、事前に取り決めておくべきである」

というようなことで、被害を最小化していくというような趣旨でこちらの方に書いて整合を図らせていただきました。

それから 30 ページ、「防災教育の実施」のところにつきましては、なお書きの部分が書いてありますが、内陸部におられる方も旅行先などで津波被害に遭わないとも限らないということで、「このような地域においても防災教育を通じて津波の知識を正確に学ぶ」ということが書かれているところでもあります。

それから、31 ページにつきましては先ほど 2 行取ったのですが、コミュニティの充実とかという意味で、頭にそこに書いてあるような文章を補足させて後ろとつながるような形にさせていただいているところでもあります。

それから、32 ページは飛びまして 33 ページであります、「収集とデータベース化」ということで、今後こういうことが必要だということでデータベース化のことを明記させていただいているところでもあります。

それから、34 ページ、海溝型、「今後の大規模地震に備えて」というところでもあります、これにつきましては文章の補足、修正、それから 34 ページの下にもありますように、文章の順番を若干入れ替えまして表現を整理させていただいたところでございます。

それから、35 ページの「今後に向けての備え」というところで、一番下のところ、「例えば」とありますが、これはその前段の部分、「時間差をもって発生する場合」のところを補足させていただいております。数分から数時間ずれる場合と、それよりもっと長い時間を置いてずれる場合では対応が難しくなってくるといったような趣旨を書かせていただいております。

それから、36 ページの真ん中辺りに「システムの構築を図る」とありますが、これにつきましては被災者支援をするためのシステム整備みたいなものの研究、検討、あるいは実務的にも進められているということで入れさせていただいているところでもあります。

それから、その下には要援護者の避難のときの状況とか、今回も教訓とすべきことがあったということで、防災、医療、保険、福祉の専門分野が連携するといったようなことの検討が必要であるといったことを入れさせていただいております。

それから、38 ページまでいってください。「今後の防災対策について」ということで、大きな柱のうちの「防災基本計画の見直し」ということで、前回の御審議を踏まえまして表現を入れさせていただいております。2 つ目の丸に、「津波対策に関する記述を大幅に拡充する」、それから 3 つ目で「その構成も含めて見直すべきである」。「震災対策編」の中の取扱いを見直すべきであるということと、その下は防災基本計画の役割とか趣旨を踏まえて「各省庁、地方公共団体等が留意すべき地震・津波対策の基本的考え方を明確化する必要がある」ということを入れさせていただきました。

それから、その下には今回だけで終わりではなくて、これからの検討が進むにつれて引き続き適時適切に計画の見直しを行う必要があるということで入れさせていただきました。

それから、39 ページは見直しのものについて適切にその改定を行っていく必要があると

いうことで書いております。具体的には、2つ目の丸にあるとおりでございます。

それから、39 ページの「さらなる課題の検討」というところで、「避難所への情報提供」というものが前回の審議の中でもありましたので入れさせていただいております。

それから、40 ページであります。災害対策法制の見直しというところで、「国と地方公共団体が一体となった広域大規模災害への対応のあり方」というようなことでの表現。それから、「発災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援のあり方」などについて適切な表現とさせていただいたところであります。

それから、40 ページの真ん中から下のところにつきましては、まだこの検討会、専門調査会では「幅広い課題について検討を行ってきたが、未だ復旧・復興過程であり、全ての教訓が得られている訳ではない。例えば、防災教育のあり方、災害時要援護者への対応、防災に関する用語のあり方などについては、今後十分に議論し、防災対策に反映していくことが求められる」ということを書いております。

それから、技術面についてのこと、それから規制緩和のことについて今後の検討課題であり、十分議論を行う必要があるというふうに書かせていただいております。

それから、41 ページは記録の保存と情報発信ということで、2つ目の丸のところにありますように「広く閲覧できるようにする」ということと、「国立国会図書館に保存するとともに、公文書管理法に基づき国立公文書館に移管するなど、後世にしっかりと引き継ぐよう取り組む必要がある」ということで書かせていただいております。「P」が付いておりますのは、公文書館の方で表現ぶりを調整させていただきたいということで意見がありましたので、とりあえず「P」は付いております。

それから、42 ページ、「おわりに」ということで、「今回の被害を悼みつつ」という言葉を間に入れさせていただいたところでありまして、これで本専門調査会の最終報告の案という形で準備をさせていただきました。

先ほど懸案が2つほどありますと言っていましたので、非公開資料5をごらんいただきたいと思います。2枚のものになっておりますが、非公開資料の5を見ていただきまして21 ページのところで避難場所の設置の可否というところがあったと思いますが、1枚繰っていただきますとそれを整理しております。上のところに事務局の方から提案させていただいた意見照会文章であります。その下のところに委員からこのような表現に直してはどうかということで御意見をいただいたところでもあります。

ポイントは、「当該地域に避難場所を設置すべきではなく」ということで、明確に方向性を出した方がいいのではないかということで御意見をいただいたというふうに考えております。可否というような、検討しながらというような意味合いと、もう少し突っ込んだ形でというようなところで、ここにつきましては是非今日ここで御議論いただければと思います。

それから、もう一つの大きなポイントとして自動車避難のところでもあります。自動車避難のことにつきましては、28 ページと資料5の3 ページをごらんいただきたいと思います。

事務局の基本的な考え方としては、従来は自動車避難原則禁止と言っていたものを、今回の避難の状況を見ると5割の方が車で避難をされているという現状を見ると、徒歩原則にしておきましょう。それで、やむを得ず車で避難することもある。その場合には、自動車免許の所得とか更新のときとか、そういう機会をとらえて自動車避難の留意点みたいなものをしっかり伝えていくというようなことで考えて、このもともとの案を提案させていただいたんですが、非公開資料の5を見ていただきますと「原則禁止することは現実的ではないと考えられる」ということを消されているということで、この自動車避難の考え方について議論していただいて最後の成案としてまとめていただければということで抜き出しているところであります。

それから、非公開資料4はA3の大きな紙がございますが、これについては最終報告書がとりまとまりましたらこのような大きな紙1枚で説明できるようにしてはどうか。四十数ページということでありますので、事務局としてこんなイメージのものを用意させていただいたところであります。

なお、最後に「非公開資料5 追加」というもので、今日の午前中に委員から追加で意見が出ておりましたので、後ほどこれは補足していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

審 議

○ありがとうございます。ちょっと説明いただけますか。

○これは、私の方から追加の意見として出させていただいたものです。

1番目の意見は、南海トラフの地震・津波の危険性が高いということは非常に重要なことだと思うのですが、今度起こる津波は必ずしも南海トラフの地震による津波だけではないと思うんです。だから、そういうことがわかるようにもう少し全般的に危険があるんだということを言っておいた上で、南海トラフを対象とした記述を書くべきではないかと思いました。

具体的には、35ページの「今後に向けての備え」というところにあるのですが、その中に「南海トラフの海溝型巨大地震など」と書いてあるのですが、ここはもう少し全般的な日本各地で海溝型地震が起こり得るんだ。九州とか沖縄も含めてあり得るんだというようなことを書いていただければいいんじゃないかと思いました。

それから、2番目は今回の報告書には命を守るとか、自分の個人の財産を守るといったことがかなり書かれているのですが、やはり産業を守ることが非常に生活にとって大切だというふうに思っております。そういう意味で、6章の「地震・津波に強いまちづくり」の中の特に基本的な考え方の中に、産業活動についてもその被害の軽減を図り、早期復旧によってその継続性が確保できるように、まちづくりと連携した総合的な対策を推進する必要があるというような記述を書いていただくとすごくいいんじゃないかと思いました。以

上です。

○ありがとうございました。

今、事務局の方から見え消し版で赤のラインが付いているもので、前回 17 日にお示しいたしました案をどうリファインしたかということをお説明させていただきました。その後、非公開資料 5 でこういった御意見に対してはこの改訂版でも反映しておりませんので、皆様方の御意見をいただいた上でこの場で、この反映版でいいのかどうかも含めて御意見をいただきたいと思いますし、また、今、●●委員から今日の午前に寄せられました御意見を少し考慮した形での文章の構成といいますか、そういうものをお諮りしたいと思いますので、どなた様でも結構ですので御意見をいただけたらと思います。

では、どうぞ。

○今の御意見と、それから 16 ページのところで 6 の（１）の「基本的考え方」を足していただいたというのが、私としてはとてもこれを足すことで読みやすくなったと思っていて、是非こういう「基本的考え方」も足して、提案されたところも含めて入れたらいいんじゃないかと思っています。

それに加えて、私は全体を通して読み直してみたところ、今の意見に関連したところで言うと、生活という言葉は出てくるんですけども、それとペアになる産業という言葉が出ていないところがありまして、それは復興構想会議では暮らしと仕事というふうにペアになって書いてあると思いますけれども、それが抜けているところがあるので足した方がいいかと思います。

もう一つは、比較的頻度の高い津波に対しては海岸保全施設で防災をするということになっているんですが、それでも特に東北の場合は漁港であるとか、港湾であるとか、あるいは海洋レクリエーションであるとか、海岸保全施設の外側にもアクティビティがあって、それは海岸保全施設では当然守られていないので、その海岸保全施設の外側である、我々が堤外地と言っているところですけども、そこがあるということをどこかに一言だけでもいいから入れておいた方がいいのではないかと思います。具体的には 23 ページのまず一番上のところで「住民等の安全を確保」とありますが、それとともに基本的なとりまとめのところでも「被害の最小化」という言葉がありますから、これは人命を保護することと生活・産業を守るということが両方あると思うので、「住民等の安全を確保し」で「、」を打って、「生活や産業への被害を軽減するための地域づくり、まちづくりを進めていく必要がある」。

もう一回言いますと、「住民等の安全を確保し、生活や産業への被害を軽減するための地域づくり、まちづくりを進めていく必要がある」ということで、被害の軽減というところを受けて両方のことを述べたらどうか。

それから、すぐ下ですけども、「まちづくりにあたっては」というところの後に、「海岸保全施設の海側（堤外地）を含めて、津波による浸水リスクに応じた地区区分を明確化し」云々というふうに、堤外地というものがあるということはやはり言うておかないと、

普通の市民の方はそういうふうには普通とらないので、必要があるというふうに思っています。

もう一つですけれども、このページの下から2つ目の丸で「今後の土地利用を考えるにあたっては」というところで、その2行目から3行目にかけて「人命も生活も」と書いてあります。これはさっきの趣旨で、合わせるために「人命や生活・産業も守りつつ」ということで、暮らしと仕事を両方守るということを入れたらどうか。

以上、3点が具体的な修正の提案です。

○ありがとうございます。この前の災害で宮古市の田老地区などはまさに防波堤の海側が随分大きな被害を受けている。堤外地が被害を受けている。あるいは、産業施設が堤外地にある例が非常に多かったということもありますので、この点は事務局の方で考慮していただけますでしょうか。

それから、産業と生活だけではなくて産業というか、仕事の問題も大変重要な指摘ですので、それはそうさせていただいてはどうかと思いますが、よろしゅうございますか。

では、そのようにさせてください。いかがでございますか。

では、どうぞ。

○今、議論として御定義いただいている非公開資料5の2ページのところなんですけれども、該当する部分は非公開資料1の21ページかと思うんですが、ちょっと混乱しているところがありまして、ポツの3つ目には避難場所というのは2つある、避難場所と生活する場所があるということがあります。多分ここでその名前ですね。同じ避難所と言うとまた混乱するのかなということがありますので、私的な感覚としては避難場所と避難所、実は行政官でもそれを1次避難所と言ったり、2次避難所と言ったり、さまざまに呼ばれていて、実はそのところが統合されていないのがほかの地域に行かれたときに混乱することです。私は東京でよく見て混乱するんですけれども、呼び方が地元と違うということなんです。

では、その次の赤字のところなんですけれども、この避難場所の可否というのは当該地域というのは一時的に逃げる場所もだめですということではなくて、生活する避難場所がだめだということだと理解しているんですけれども、それがわかるように記述する必要があるんじゃないでしょうか。

なので、もしあれでしたら何か一般的に言葉をここである程度定義して、行政はそれを何と言うかということについて今は自由になってしまっているんですけれども、それで規定して赤のところを書けば混乱がなくなるのではないのでしょうか。

○事務局、いかがですか。今、重要な御指摘をいただいたのですが。

○言葉の定義というか、そこはあいまいに使われているというのがまた誤解を生んでしまうということのようですので、避難場所と避難所についての整理と、それに合わせた形でこの文章について少し整理してみたいと思います。

ただ、事務局としてちょっと出てきた意見で、「道路が途絶し、孤立する中で」という表

現があるんですけれども、孤立可能性のあるところはどこでもあって、これは事が起きたらこれがわかるということであって、道路が途絶して孤立するところが最初からここだという特定が難しい状況の中で、そういうことを踏まえると「避難場所を設置することの可否」というようなことで表現させていただいたんですけれども、その辺について御意見もいただけたらと思います。

○●●委員の指摘に、私は基本的に賛同します。とにかく津波から逃げるときに1次避難所で孤立するかもしれないところを含めて設置してはだめと言ったら、これは逃げ切れなくなりますから、避難所、避難場所をどうするのかという話と、それからケアをどうするかという話はやはり分けて考えるべきだと思っています。

ちなみに、これは何が今回問題だったかと振り返ってみますと、避難所という名前を付けると、そこで医師とか看護師とか、全部ボランティアも含めて、自治体側にも機能を維持しなければならないという錯覚があると思うんです。その結果、何が起きたかという、避難所なのに医師が入れない。ボランティアは危ないから来ないでくださいという呼びかけが今回の津波で行われた。

でも、もし仮に避難所が安全地帯にあれば、ボランティアは翌日から来てくださいます。結局、本来自衛隊が果たすべき機能は何なのかというと、物資の輸送に相当力を注いだみたいですが、自衛隊一元化という指示は新潟県にもきました。

しかしながら、本来自衛隊が持っている機能を最大限に生かすのであれば、この危険地帯から救助をするというところにその能力を使うべきであって、そして避難所で設置をされたところにはボランティアも来られる。医師も看護師も入れる。そして、食料も暖も取れるというような環境をやはり提示するのが避難所でなければいけないのではないかと思います。

山古志村で全村避難を決断したときの基本的な考え方というのは、山の中で道路が途絶をして、物資の輸送もままならない。とても避難民をケアできないということから全村避難をした。これは、やはり避難してみてもよかったというのが結果論としてはあると思っています。是非とも今、●●委員が言われたように、避難場所と避難所を分けた上で、避難所については少しケアができるところに動かすべきではないかと思っています。

○ちょっと避難場所と避難所についての定義を書いておかないと、ごちゃ混ぜになって議論してしまう危険性がありますね。だから、その辺は例の巨大地震というものと一緒に、ここで大規模をやめて巨大という言葉を使っているということの意味というか、少しそれは補足しておく必要があるかもしれませんね。

○そういう御意見を踏まえて、おっしゃったことを入れると、「当該地域に避難所を維持すべきではなく」とか、「継続すべきではなく」とか、そういう言い方になるのでしょうか。どうでしょうかということなんです。

○どうですか。

○言葉の定義も含めて、一度整理をさせていただいて、28日まで少し時間がありますので、

その間に整理をさせていただきたいと思います。

○概念的に言うと2つあるということはそのとおりですけれども、今までずっと避難場所も避難所もごちゃ混ぜにして用語として現場で使われていて、余りここで軽々にと言っただけは失礼ですが、避難場所と避難所の定義の概念みたいなことをやるということのもかえって私は混乱するんじゃないかと思いますので、考え方として2つあるということです。記述としては丁寧にそれぞれごとに書くべきだと思いますけれども、ここで避難場所と避難所は違うんだよという概念を厳密に概念づけするということは余り適当ではないんじゃないかと私は思います。

○避難所と避難場所ではなくて、避難所の定義の中には緊急避難所と避難生活所というふうに基本的には書いてあったと思うんです。だから、緊急避難というのはやはりそのリスク、危険を避けるところで、避難生活所というのはいわゆる小学校の体育館とか、そういうイメージだというふうに理解していたんですけれども。

○これは多分、自治体によってかなり言葉が違うので、余りここでぎちぎち議論をしてもしょうがないので、かなり繰り返し書いておく必要、それでいくしかないと思うんです。後段の方では、「当該地域に避難生活を送るために避難する場所を」と、丁寧に書いておけばいい話だと思います。

実際にこの話は先回も言わせていただいたんですけれども、かなり本質的な問題で、大学というのは広域避難場所に指定をされています。でも住民の方々は実はそこで食事や水が出るものと期待をされているということがあって、やはりそのことも含めて議論しなければいけない。

あるいは、昨年の避難に関する専門調査会でも垂直避難と水平避難みたいなもの、あるいは緊急避難と生活避難みたいな言い方をしていますので、もう少しトータルに再整理をした方がいいのではないかという気がします。少なくとも、この後段の方は避難場所というのは明らかに誤用ですね。せめて避難所だと思います。

○では、言葉で補いましょう。ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますか。

○2つ、意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは3ページ目の被害の状況でありますけれども、非公開資料1の2つ目のポツに地盤沈下の話がございます。これは、直後に起きたということと、あとは現在も続いていることになります。先日も高潮、高波の影響を受けておりますし、復興を考えた場合に非常に課題となっています。現在も続いているところを書いていただければと思います。

もう一つ、(1)の最後になるかと思いますが、言葉として複合災害というものを是非入れていただきたい。揺れと今の地盤沈下、または液状化、最後に津波が来襲します。これによりまして想定しなかった、例えばビルの被害とか、そういう複合影響が出ております。

(1)の最後のところか、または地震の揺れのところの最後に書いていただければと思います。

もう一つ、27 ページ目に書いてあります②の「ハザードマップ等の充実」というところで、これは地域での浸水マップ、または防災マップの記述であるかと思いますが、津波に関して1つ必要な内容があるかと思います。それは、例えば文科省でまとめられている全国の強震動マップのような全国を一望に見られるような、または、一律に評価した結果の津波のリスクマップになるかと思います。

例えば、30 年以内にどれだけの津波の可能性があると、今後地震調査委員会で実施していただけるかと思いますが、この「ハザードマップ等」というところでそういうものの必要性もうたってはどうかと思います。2 点になります。

○事務局、前者はいいですね。

○はい。

○それから後者なんですけれども、これは地震調査研究推進本部の方で議論されているのですが、地震と違って津波というのは、例えば第1波と第2波が違ふとか、いろいろないわゆるハザードとしてのとらえ方が随分地震動と津波の高さについては違ふということが理解されないと、かえって危険じゃないのでしょうか。

例えば、三重県の尾鷲辺りは明らかに第2波が第1波の倍ぐらい大きくなる場所があるんですね。そうすると、今、強震動の予測の場合は、要するに非常に短期間に働く時間差のないものなんですけれども、こういう津波というのはとても時間差がありますので、その辺を全国一律で表すというのは逆に大変大きな誤解が出てくる可能性はないのでしょうか。

○恐らく限られたリスク情報ですとやはり誤解を生む場合がありますので、今、●●委員が言った幾つかの項目を丁寧に出していく。一番大切なのは、今回東日本とか、また南海トラフが注目されておりますけれども、日本海側とか北海道側とか、ほかにもリスクがある状況を示すことが必要じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○その動きはいいと思うんですが、これは原子力発電所の立地の安全性の問題と絡んで、例えば若狭湾では津波が起きないのかとか、今いろいろな議論をやっている最中に、そういう表現を入れて本当にすんなりといくかどうか、とても心配なんです。

ですから、文科省の地震調査研究推進本部でそれをしていただくのはいいと思うんですが、ここはやはり防災というところにポイントを置いていますので、その動きそのものをここで紹介するというのは今の段階ではまずいんじゃないかという気はしているんですが、これはどうでしょうか。ほかの委員の意見もお伺いしたいと思いますが。

○やはり何らかの形で指摘をしておいていただいた方が、避難という観点でも心構えができるんじゃないかと思います。要は、今まで安全神話というのは、特に原発に限って言うと、事故は起きないという前提でいるからその後の対応が遅れたわけで、何が起きるかわからないというメッセージはあった方が防災対応としてはとりやすいと思います。

○ほかに御意見はいかがですか。

○私も、やはりあった方がいいと思います。実際につくるとなると、地震動予測地図以上にこの津波予測地図は、例えば若狭湾とか、あるいは日本海側が非常に不確定であるから、

つくるのは非常に難しいという技術的な問題はあると思うんですが、それはそれでいろいろ議論するとして、そういうような日本全国の津波危険度というものがわかるようなものをつくるということ自体はいいと思います。必要だと思います。

○つくるのは非常に大切だと思うんですが、かえってそれがリスクが小さいというふうに判断される危険性はすごく高いと思うんです。前の地震動の確率論、30年に起こる確率論のマップを見て、ここは小さいから小さいところはこないというふうに理解される人が結構多くて、逆に今の状態だとそうじゃないかもしれないですけども、以前は確率が例えば10%とか5%だと、ここはこないんですねというふうに言われた方が結構多かった。

だから、どういうふうに説明するかによって全然受け取り方が違うので、非常にある意味では危険なことかもしれません。

○地震調査研究推進本部の動きを反映することは大事だと思うんですけども、やはり推本の方は非常に学術的な側面から先行していますので、それと一々この専門調査会が呼応する必要は私はないと思っているんです。

今、●●委員がいみじくもおっしゃっていましたように、例えば地震動の30年以内の確率は全部、実は当たっていないんです。この10年、動いている地震というのは全部あれに載っていないんです。それを考えると、やはりもうちょっと慎重にやった方が、推本の方でやっていただいていることは先行していただいていると思うし、決してそれをとやかく言うつもりはないんですけども、ここでそれを書くというのは時期尚早じゃないかと思うんです。

書くとなったら、やはり中途半端な書き方はできませんので、その意味するところは何かということを中心にきちんと整理しておかないとまずいことになりかねないと思いますので、今の時点で書くのはどうかと私は思うのですが、事務局いかがですか。事務局の意見も言ってください。

○その予測地図の話もお伺いしたときに、津波の場合にはマクロというよりも場所とか時間とかミクロな議論がやはり防災上、重要なので、予測地図についてはもう少し研究が必要んじゃないかというようなことは意見として言わせていただいておりますので、今、言われたようにもう少し検討が進んだ段階での方がいいんじゃないかという気はしております。

○この専門調査会はその教訓を受けてどうするかということで、まだ6か月少ししかたっていないから、すべてのことが教訓として出てきているわけではありませんので、またこれはいずれかの機会にその後、出てきた教訓も含めての見直しというのは、作業としては必要でないかと思うんです。

ですから、現時点でまとめるに当たっての表現としては、今はまだちょっと早いのではないかという気はしているのですが。

○ちょっと途中で割り込むようで恐縮ですけども、今回の教訓の1つは福島で津波というものが十分認知されていなかったということは事実だと思うんです。その教訓を踏まえ

て議論をすると、やはり全体的に津波のリスクというものを再評価した方がいいということとは事実だと思います。

もう片方で、どういう形で出すのかというところで、理学的な知見を持ってかなり妥当なものが出せるかというところ、これはまだ難しいところがある。そういう面では、少し東南海に引っ張られているところがあるので、むしろその中にそれぞれの地域で過去の津波あるいは想定される津波についてきちんと再評価をしておくべきだというような、少し都道府県任ぜ的な表現になるかもしれませんが、それぐらいの指摘は残しておいた方がいいんじゃないかという気はいたします。

○いかがでございますか。余り具体的に書いてしまうよりもその程度ならばいいかなとは思いますが、事務局いかがですか。

○トライはしてみようと思いますので、どこかに●●委員がおっしゃられるような趣旨が入るというようなことで、これもまた文案をつくって、その座る場所とあわせて提案を試みたいと思いますので、短い時間ですけれども調整させてください。

○●●委員から指摘がありましたように、東海・東南海・南海の問題が喫緊の状態ですから、そういうことに少し内容が集中しているということも御指摘のとおりですので、もうちょっと全国的な視点というものもそういう形で入れていただけたらいいと思います。ありがとうございました。

○最後の 42 ページのところですが、真ん中辺りに「防災関係の理工学、人文社会科学、生命科学分野の連携により」、今の科学調査を実施する必要があると書いてあるのですが、むしろこの文章は今回の調査のところにあるよりは、今後そういう連携を促進するような体制を強化して人命を守るためにとか、その次の段に入れていただいた方がいいのかなというふうに感じます。

「何としても人命を守るという信念のもとに」の後に、総力を結集した研究をするような体制を構築するとともに意識啓発というふうにならないと、研究者は今回の調査だけをしてこれから人命を守るために頑張らないというふうに見えてしまうので、形としては後ろ側に書いていただけるといいかなと思います。

今回、組織の議論は余りでできていないのですが、ちゃんと防災の研究を促進するような組織は考えないといけないはずです。今回は、そこまで議論していないので、連携を強化するような体制を考えていくとか、そのくらいのニュアンスで入れていただけるといいかなと思います。

○ありがとうございます。事務局、そうしましょう。

それで、実は復興構想会議でも今の防災研究のことはちゃんと書いてあるのですが、第 3 次補正予算でどうなっているかわからないので何とも言えないのですが、御指摘のことはもっともですのでそうさせていただきます。そのほか、いかがでございますか。

では、どうぞ。

○防災教育とか地域の防災力、30 ページの辺りの関わりですけれども、防災教育のところ

を読ませていただくと、やはり小中学生を中心にした学校教育の印象が強いですし、それから地域防災力のところはコミュニティの話になっているんですけども、今回のあれを見ていると、今、焼津市などで取組みが進んでいますが、地域の人たちに地域を知ってもらうということがとても大事なことだと思うんです。

地域の地形の特徴だとか、地盤の強弱だとか、あるいは過去の災害履歴とか、そういうものをきちんと情報公開しながら、地域の人たちに地域の特徴を知ってもらうことが、その地域の防災力や地域の防災意識を高めていくことに非常に大きな力になりますので、全体的に読めないことはないんですけども、そういうことできちんと地域のことを地域の人たちに知ってもらうということをどこかで書いていただけるとありがたいと思いました。

○どこで書きますか。もうちょっと具体的に言っていた方がうれしいんですが。○これは防災教育で書くのか、地域の防災力の方に入れるのかなと思ながらさっきから読んでいたのですが、やはり地域の方へ入れるんでしょうね。地域の人たちに地域の特徴を知ってもらうということが防災を進める上で極めて大事だということを書いていただいて、後段の方でコミュニティが具体的に取組みとして進んでいくという記述になっていくんじゃないという気はするんですけども。

○そうすると、30 ページの⑤の「地域防災力の向上」の中に、上のところの防災教育というのはあくまでも小中学生となっていますけれども、地域住民の自主的な活動というか、そういう中で地域のことを知るというか、そういうものをもっと啓発すると。

○それを、自治体が積極的にそういうことを推進して行ってほしいということをやったり書いてほしいと。

○そういう意味でいくと、31 ページの見え消しで消した後に「地域の実情をよく把握することが不可欠である」というところを、もう少し把握するということと、知るとか、情報共有するとか、そういう表現を少しここで補足して強くイメージできるようにしたいと思っております。

○ですから、もうちょっと内容を具体的に書いていただいたらいいと思います。ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ、●●委員。

○29 ページになります。一番下のところでございますが、「津波てんでんこ」と、それから要援護者支援のところで工夫をしていただいてありがとうございます。

1つ教えていただきたいのは、「一方で」というところの赤字のところ、「犠牲者をできるだけ少なくするために」というのをどう読むかはいまひとつわからなくて、これは支援者の犠牲を少なくするのか、要援護者の犠牲を少なくするのか、やや読みにくい。

どちらかというと、そこで苦労されるよりは、ちょっと場所は悪いんですけども、前のところで消防団や警察官の避難の誘導に対して何かルールを決めた方がいいとい

う辺りがございました。そこに入れておくと、比較的容易かなと思って今、拝見いたしました。ちょっと御検討いただければと思います。

○検討しましょうか。児童福祉委員なども随分亡くなっておられますし、そのところをちょっと前の方に入れますか。

○22 ページの上から3つ目の丸のところに、「防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める必要がある」と書いてあるんですけども、この辺りに今の29 ページのような表現を入れた方がいいということでしょうか。

○そうさせてください。ありがとうございます。

では、どうぞ。

○非公開資料5の3 ページですけれども、この話は上側が事務局案で真ん中側の消したものがどなたかの委員からの御意見ということだと思うのですが、私自身は上の事務局案の方がわかりやすくてよいのではないのでしょうかという意見を述べさせていただこうと思っただけです。

この真ん中の部分を消した方がいいんじゃないかという御意見の意図を、もし事務局の方で御存じでしたら教えていただけると議論がしやすいのではないかと思います。

○十分に把握できているわけではないのですが、恐らく「自動車による避難を原則禁止することは現実的ではないと考えられる」というところが、御意見を言われた方の趣旨かと思います。

ただ、これは私たちとしては今回の実態とか、あるいはあらかじめどうやって避難するかと聞いた結果、3割くらいの方が車を当て込んでいるというような実態があるので、この実態を考えると「原則禁止することは現実的ではない」という表現は是非残しておきたい。

そうであれば、全体の文章の流れからすると、先ほど言いましたように以前は原則禁止、自動車避難は原則禁止と言っていたのを、軸足を左と右の徒歩原則という方に重きを置いて、それで自動車避難はやむを得ずということにしておいた方がいいのではないか。やむを得ずの場合も、留意点をしっかり伝えておくということがこれからの方向としてあるのではないかということではないかということだと思います。

○どうぞ。

○これは、私の意見ですね。

趣旨を御説明しますと、自治体から見るとどちらでもいいよと言われたら、多分何もしないということになると思います。だから、原則論はどちらといったときに、自動車避難も可ですよとなったときに、これは渋滞に巻き込まれたらどうするんですか。これはほかのルールも決めておかないと、原則はどちらでもいいような形で伝わったときにディザスターがあるんじゃないか。

例えば、車で逃げていいと言ったから災害時要援護者だけではなく子どもたちも入

れて逃げました。ところが、渋滞になりましたといった場合、その後どうするんでしょうか。車を置いて逃げていいんですか。キーを差して逃げていいんですか。近くの建物に入っていいんですかということになる。車で逃げたはいいけれども、実は地震との複合災害で実際に道路が通れませんでしたという場合も、行かないとわからないんです。前回もたしか言ったと思うんですが、中越沖地震のときは道路が破損していて何と緊急自動車、消防車が原発にたどり着けなかったんです。

したがって、行政として考えるべきことは何なのかというと、やはり原則、車は使わない。その上で、どこに逃げるかという設備をつくっておく。そしてまた、病院が本当に津波想定区域にあっていいのか。老人介護施設をつくる時に浸水域、そもそも浸水予想エリアにこれをつくっていいのかということも含めて議論すべきであって、今回たまたま道路が生きていて車が有効だったからと言って、災害時要援護者も含めて車で逃げる計画をつくっていくというのは、結局何もやらない。後で被害者、犠牲者を増やすんじゃないかということで、明確にした方がいいんじゃないかというふうに意見を出させてもらいました。

○事務局と相談して軸足をどちらに置くのかという議論をしたのですが、やはり原則は徒歩で避難というふうにしておかないと、いきなり車はだめだよと言っても、例えば北海道などは9割の人が車で逃げると事前に言っているんです。

そうすると、はっきり申し上げて車で逃げちゃだめだよというのは何の効果もないわけです。今回もそうでしたが、57%が車で逃げているということで、まさに徒歩で言っても現実はそうになっていない。そうすると、それについての被害をできるだけ少なくするという意味での、例えば地域の話し合いとか、いろいろなことを進めていただくということも必要だよということを書いておいた方がいいんじゃないかということで、こういう折り合いになったんです。

○言わんとしていることは同じだと思うんですけども、車で逃げるときにどういうルールにするんですか。例えば、入り江で人数も限られているようなところで車を使ってはだめとか、北海道のように広いところ、人口密度の低いところで使ってはだめと言ったら、これはやはり非現実的だと思うんです。

ただ、南海トラフの三連動地震を考えたときに、名古屋も含めて両方あり得るよというメッセージを本当に出すんですかということになると、これは原則はやはり車は使わないんでしょう。ただし、例外的に車を使う場合というのは地方の条例なり、地方立法で決めてもらうのは、それは結構ですよという形で逃げ道をつくっておくという形で方向感を出した方がよくないですか。

○そこら辺は非常に微妙な表現だと思いますが。

どうぞ。

○今のお2人のお話を伺っていると、どちらももつともだだと思うんですけども、私はやはり現実にはこれだけの方が車を使っているということを考えて、それぞれの当該

の自治体がここに書いてあることにのっとって思考停止してしまっていていいみたいなメッセージを出すのはよくないと思うんです。

この問題はやはり広いところがあって、要するに車を使わないとどうしようもないところもあるし、あるいは車を使ったらどうにもならないというところもあると思いますから、この問題はやはり自治体でもって極めて地域性を踏まえてぎりぎり考えておいてくれということのメッセージをもっと強く出すべきで、国でもって方針としてこう決めたから、これにのっとって余り考えずにやってもらって結構ですというのは一番よくなくて、この問題は極めて難しい問題で専門調査会でも議論が分かれた。だから、それぞれの地域性を踏まえて、地域でもって考えておかないと次に大変なことになりますよということをきちんと伝えられるようにメッセージすべきだというふうに私は思います。

○どうぞ。

○例えば石巻では何が起こったかと言いますと、石巻は空襲に遭わなくて道路が非常に狭かった。それから、石巻の中では一方通行が非常に多かったということがあって、車で逃げて律儀に一方通行を守るという中でもものすごい大渋滞が起こってしまったというのがまず1つですね。

それから、原則は地震が起こってから津波がくるまでにはそんなに時間がないかもしれないということは、車で逃げなければならないというところに避難所、1次避難の場所があるというのはやはり原則おかしいと考えるべきなんだろうと思います。先ほど避難所と避難場所、1次避難、2次避難の議論がありましたけれども、そこは基本的にもうちちょっと事務方で議論しますが、やはり分けて考えるべきで、特に津波ということを考えましたら、とにかく歩いて逃げられる場所を確保しておくというのがまず原則だと、このメッセージは強く言うておくべきだと思います。

その上で、高い建物に多分あればそこは孤立してしまうということで、孤立した後、2次避難をどうするかという、その体制をやはり考えておくだろうと思ひまして、ここの車の問題についてはメッセージは何かと言ったら、まず歩いて行ける場所で避難場所を見つけておけ。それは多分、津波には高い建物で、この中でもちょっと議論がありましたけれども、そういったところに指定をしておいて、階段は外にくっつくような建物でやっておいて、そこにまず逃げなさい。車で逃げるということではなくて、安全な場所をまず確保するというメッセージが大事ではないかと思います。

それからもう一つ、そのときにこれも何回も議論になりましたけれども、陸前高田みたいに防災センターというか、避難場所といったところに逃げた人が全部そこで犠牲になっているということもありますから、今回はそのことも含めてその場所の問題についてはL1、L2の議論をしっかり踏まえた上で、やはり高い場所ということについて徹底をしておくという意味で、まず車で逃げるというよりも、逃げなくても済む場所をしっかり確保しておくというメッセージは強烈に出しておく必要が私はあるのではないかと思います。

○ありがとうございます。

事務局、●●委員のコメントもあって、少し丁寧にここは書かせていただきます。というのは、要するに私も●●委員も言っていることは一緒なので、その意思が国としてではなくて、●●委員がおっしゃったようにその地域でどうするかということがとても重要なことだということが伝わるようにそこを書かせていただくということですね。

では、どうぞ。

○1つお願いがあります。ここで前に発言させていただいたのは、余りここで決められてしまうと厳しいというのがありました。そういう面では原則、今おっしゃったこと、あるいは徒歩原則というのをきっちりと書いていただくのはいいとして、その後、やや幅を持った表現に残しておいていただきたいというふうに思っています。

これは 3.11 の前に津波の避難ワーキングという専門調査会のワーキングが開かれています。実は、そこでこういう議論を始めていたことがあって、恐らく避難についてはまだかなり積み残しがあるので、そこで引き受けざるを得ないのではないかと思っています。そういう面で、ややその議論の余地がある形を配慮いただければと思います。

○くしくも私が言おうとしたことを今、●●委員が言われたんですが、言われるように、この専門調査会は東日本大震災からどういう教訓を得たかというのを出すべきで、避難の在り方とか、そのたぐいは現在進行中の避難に関する専門調査会。それから、津波避難に関するワーキング・グループというのがその下につくられて、走っているのではなくて、走ろうとしたらこの大震災が起きてしまって1回しか開いていないという中途半端な委員会がございます。

ですから、そちらの方に任せるというので、この報告書は東日本大震災を受けたものであって、その具体的なところは避難に関する専門調査会が動いているのでそちらで検討してもらおうとか、今のりしろを残してくれとか、あいまいに書いておけというので、その辺をうまく表現して住み分けた方が私はよろしいと思います。

○避難場所、避難所、現実として非常に難しいですけれども、できれば我々としては緊急避難所、これは緊急ですから1次避難、それから5分前後で歩いていけるところをつくっていくべきだと思いますし、避難タワーを考えておりますけれども、やはり5分以内に1次避難ができるところ、それから原則として我々は車はノー、そしてだめというか、あとは考えてやってということで、町まではちょっと車は無理だと思いますし、若干郊外はそこは判断で高齢者もいろいろな関係も含めて、車はそういうときは考えてやるというふうに一応言っております。

それと、やはり何としても1次避難できる所を早くやらなければ何もならない。24ページを一生懸命読ませていただいているんですけれども、土地利用、書いてあることはまったくこのとおりなんだけれども、なかなかこんなことは簡単にできないなというのがほとんどです。土地利用の組合せ対策が必要と、これはなるべく強く言っていただくと自治体にこれについてやっていける。これだけではなかなか簡単に取り組んでいけないかな

と思います。先ほど言った車については、原則は我々の町ではなし。それで、基本的に緊急のときは考えていくというふうに思っております。

○ありがとうございます。これは避難だけの問題ではなくて、気象庁の津波警報の問題もまだ片がついていないということもあります。ですから、書きぶりは少し丁寧に書かせていただいて、そういうことを今後きちんとやっていくんだという形で、さっき●●委員から言われたように、ここはやはり東日本大震災を受けての教訓を中心にして書くところですからそれをメインにしておいて、その含みを持たせておくような表現で書きぶりを調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、どうぞ。

○この徒歩か自動車かというのは非常に大切な問題で、恐らく今回の東日本大震災の教訓を受けて、我々は防災基本計画の見直しをどうするか、あるいは我々の防災基本計画の見直しを受けて地域防災計画をどうするのかというのは、恐らく皆さんが注目しているポイントのうちの大きなものの1つだと思うので、少なくとも●●委員、●●委員がおっしゃったとおり、今後また検討しなければいけない部分がありますけれども、今回の東日本大震災を受けても、徒歩であるという原則を崩すというような実態は少なくとも見られなかったということだけははっきりした上で、自動車の問題をどう考えるのかということ考えた方がいいと思います。

勿論、ここにも書いてありますけれども、車で避難をして助かった人も今回、数多くおられます。

ただ、そうは言っても、徒歩原則というのは今の段階で変えるということではないということだけはきっちりとメッセージとしてやっていただいた方が、我々が行政実務的にこれからいろいろ公共団体との関係で対応するときにはその方がいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○ありがとうございます。

○ちょっと繰り返しみたいな言い方はあれですけれども、原則は5分以内で逃げられる場所、しかも安全な場所を確保するのが原則だということの確認みたいなものをもしできるのであればされておけばいいと思います。

そうは言っても、町の中に全部の住民が5分でなんかできないかもしれないという中で、やはりいろいろな対応があるので、そこはあとはいろいろな避難計画の中で議論を1回しかやっていないという委員会がありましたね。その中で、その委員会の方にいろいろな議論をゆだねるということなんだろうと思います。

私の印象は、やはり車で逃げた人もいますけれども、いろいろな話を聞いていくと、車を1台乗り捨てますとそれがネックになって大渋滞になってしまうんですね。そういう話も聞いています。そういう中では、やはり原則近いところに逃げる場所を確保しておきましょうというような強いメッセージ性というものは、どこかで皆さん御了解いただければ出しておく。

しかし、現実にはそうは言ってもなかなかそうはいかない面があって、中には車で逃げる人にどうしてもだめだというわけにはいかないということもあると思いますので、その運用についてはまた引き続き検討していただくみたいな形がよろしいのかなというのはいかがでしょうか。

○そういうトーンで少し書きぶりを変えさせていただきますので、よろしゅうございますか。

(委員 異議なし)

○ありがとうございます。では、どうぞ。

○自動車の避難に関する多くの課題というのはここに書いてありますけれども、その中に1つだけ入れていただきたいの、液状化で道路がだめになるということが今回もありますし、非常に起こりやすいことですので書いていただければと思います。

○液状化のことも入れておきましょう。特にコンビナートなんかは液状化で道路が通れなくなるのは必定ですので、ありがとうございます。

○液状化のことを入れるのであれば、今回見られたのは橋の手前であるとか、構造の強さが違うところというのは必ず不連続になっていて、そこに段差ができて、それで車が通れない。陥没もだめだ。それから、橋も小さな橋ほど渡れるか、渡れないか、その手前に来てわからなくなってしまうんですね。

そういう意味で、ほとんど私は道路が使いものにならない、そこを保障するような計画はつくりようがないと思っています。

○ありがとうございます。案外、自治体がそれに気が付いていないとか、そういうものもちょっと見受けられますので、その辺は少し書き足しましょう。そういう困難さというものを具体的に示すことは必要だと思いますので、そうさせてください。

そのほか、いかがでございますか。

○27 ページのハザードマップの上から3つ目の丸のところなんですけれども、「最大クラスの津波による浸水域についても、それを超える可能性があること」についてもというふうに書いてあります。

実は、新潟県では今、津波の委員会が始まっていまして、そこで議論になったんですが、ハザードマップにこれを受けて何を載せるべきかということで、いわゆる地元で平時から備えておくべき単独で発生するような津波と、それから今度新潟県が考えようとしている三連動みたいなもので起こる津波、それからここに書いていただいているのは多分それをも凌駕するようなものももしかしたら起こるかもしれないという3つのことを書きなさいというメッセージなのであれば、それをもう少しわかりやすく書いた方がよいのではないかなと思うんですが、もし私の理解が間違っていたら御指摘いただければと思います。

というのは、この「浸水域についても」の前の前提に何を載せるべきかというのが書いていないのでということになります。新潟県の委員会の方でも、そこら辺が明確でないので対応に迷っているというところが見られたので、もし何かもう知見があるのであればそ

う書いた方がよいのかなと思いました。

○どうですか。

○ハザードマップについては幾つかあるんですけども、まず1つは今までのハザードマップでこれが想定だったのが断定的にここまでしか浸水しないというふうに受け取られてきたというところを、これはあくまでもある外力の下に起きた浸水図なので、それを越えることがあるということをしつかり伝えておかないといけないというのが1つです。

もう一つは、遠地津波が去年チリ津波でありましたけれども、そのときの反省と今回の教訓を見ると、やはり何段階かのマップをつくっておかないといけないのではないかと。これは避難のオペレーションをしたりするときにも必要なもので、その何段階かが要るのではないかなというようなことで、これについてはまだ今、何段階がいいかという結論には至っていないと思いますが、最大クラスと、あるいは警報の3mのものの2種類にするのか、3種類にするのかというのがありますけれども、そういうような段階性みたいなものを導入する必要がある。

それからもう一つは何を書き込むかということで、浸水高を書き込むのか、あるいは標高を書き込んで、ここは標高10mまでは浸水しますよと言うのか。そうすると、町の中に標高を示せばここは浸水するエリアかどうか分かるといった、そういう組合せが出てくると思うので、これについてはこれからハザードマップの作成マニュアルの見直しもやっていきますので、そういうところでももう少し明確に出していきたいと思いますが、今はそんな状況であります。

○でしたら、そのことをもう少し書いていただくと、これだと多分、地元の意見としては最大クラスを書くと全部、真っ赤になっちゃってだれも逃げないという話になってしまうので、そこのところを何段階でやりなさい、今後考えていきますというところをお書きいただくとよいのではないのでしょうか。

○そういう形にしましょう。

そのほか、いかがでございますか。この専門調査会で全部解決するわけではないので、それをきっかけと言いますか、いろいろなところで御検討いただいているところでの議論とつながっていく必要があると思います。今の御指摘もそのとおりでございますので、そういう形で生かしていきたいと思います。

そのほか、いかがですか。どうぞ。

○意見ではなくて質問になりますけれども、41ページ目に「東日本震災の記録の保存」というところがございます。今回、映像等が非常に貴重なものが多数ある。我々も大学として保存を進めておりますが、1つ大きな課題としては実はテレビ局、NHKも含めて既に撮ったものの著作権等が問題になりそうであります。

●●委員もここに来られているので、今後こういう広く公開、閲覧という方向に報道とかNHKが向かえるのかどうか。ここに書いていただけですと、実際なかなか使えない・利用できないということになりそうなので、実態としては如何でしょうか。本当に質問になります

すけれども。

○どうですか。

○私が個人的にお答えできるような話ではないのであれですけれども、ただ、やはりスマトラ沖のときもそうでしたし、今回も大変貴重な映像がたくさんあって、その番組だけならば使っていいよということで、その許可を得た映像とかはたくさんありまして、それをアーカイブスに載せていくときには、NHK の中にもアーカイブスがありますけれども、その権利処理の過程がさまざまに生じてきますので、それが1つ難しいということです。

それから、阪神淡路大震災のときの映像がもう既にそうですけれども、アップで映っている人の顔を、教訓とは言うものの、1年、2年、3年たってもまたアップで使うのかという問題はかなりナーバスな問題で、その身内の方とか、その方からもニュースでもってその時点でその人がアップになっていたり、後姿とか横顔はいいんですけれども、そういう問題もまた出てきます。

これは、今後の教訓を考えたら非常に大きな重要なテーマだと思いますので、例えば新聞協会とか民放連とかというところも含めて、国がこの映像をどうやって今後、生かしてアーカイブスにしていくのかということをきちんと考える場をつくって検討を進めるということではないかと私は思います。

○多分、復興構想会議のレベルでは、文部科学省と経産省が連携して、国立国会図書館にアーカイブセンターのような機能を持たせるという形では合意しています。だから、今こういう予算要求になっているかわかりませんが、一本化されているはずです。

ですから、今おっしゃるような、では作業をどうするかというのはとてもそのときから懸念してしまして、でも、ばらばらでやることにはもうなっていないくて、一本化することについては関係者が同意していますので、そういうところで例えば東北大学なんかも入っていただいての形になると思います。

まだ予算のつき方はわかりませんのでちょっと具体的には申し上げられないんですが、構想会議のレベルではもう話がついている。ただ、今、言ったように著作権の問題とか、NHK は NHK だけでアーカイブセンターを持っていますので、それをどう公開するかとか、いろいろなことがあると思うんですが。

○この問題はこの場というよりも、行政的に関係省庁が連携してやった方がいいと思いますので、あとはしかるべくマスコミの方にもお願いをした方がいいと思いますが、こちらで責任を持ってやります。できる、できないは別として、きちんとやりますので。

○では、ついではお願いなんですが、自治体の防災担当者も是非勉強できる機会を持てるような形で考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○そのほか、いかがでございますか。今、言ってくださいね。28日に言わないでくださいね。座長としては28日に新たな意見を言うということは禁止しますので、今の間に言うておいてください。

では、どうぞ。

○先ほどのハザードマップですか、本当に 15m まで水がきますよと書いてしまおうかなと思うと、私の町はなくなってしまうんですねと思うと、どこまで住民に正しく伝えていいかということがあるんですね。地震がきたらここまで津波がきますよというに住んでられないんです。

そういうことを思うと、やはり海拔の表示はつくりますけれども、それはどこまでやったらいいか。今は 12m、第 3 次被害想定から 3 倍強を考えてやっていますけれども、それ以上となるとお手上げなんですね。現実には、こんなことを思います。

○その問題はもういろいろなところで実は起こってしまっていて、これは津波だけではなくて河川でもやはり起こってしまっていて、2000 年に東海豪雨水害があった後、ある町がハザードマップをつくったんですが、全町、真っ赤っ赤で、そこにはほかの町に逃げろと書いてあるんです。ほかの町は名古屋しかないんですよ。でも、そういうマップも実はあるんです。

ですから、やはり危険をどう知っていただくかということがまずポイントとしては大事なわけで、具体的におっしゃるように、どこに逃げたらいいんだというようなことを考えたとしても困るということはあると思うんですが、そこは行政の中で住民に一体、何を伝えたいのかということを中心に考えていただいたらどうかと思うんです。

随分、それは地域によって違うと思うんですね。それで、名古屋市がとても怒ったんです。というのは、その町から全部逃げてくるなどという避難所が大変になりますので、そういう事前の打合せもなく真っ赤っ赤のマップを出したものですからそういうことが起こってしまうわけです。

だけど、津波もまさにそういうことがあるわけですから、やはり関係の周辺の今度は市町村との連携というのはとても大事な行動になりますので、その辺は工夫が要るかと思います。

○とても細かい話なんですけど、3 ページの最初の段落の最後のところに「特異なメカニズム」とあえて書いてあるんですが、これは本当に「特異なメカニズム」と書いておいた方がいいのかどうか。

特異であるということは、これは特殊なレアケースだからこれからは余り考えなくてもいいよというふうに見えてしまうところもあって、本当にこれは今回が極めて珍しいと言い切っていいのかなんです。こういった形で書いてしまうと、今後、東海・東南海・南海の議論をするときに、特異だったらやらなくていいんじゃないのという議論が出てきそうだなと思ったりしますが、いかがなものでしょうか。

○特異だと思っているのは、初めて我々がそれを見たから特異だと思っているので、これが多分ある意味では自然なメカニズムだと思う。ですから、そこはちょっと直していただいた方がよろしいと思います。これまで我々が知らなかったと。

○では、「特異な」を外しますか。

○私もこの「特異な」という表現は、今まで考えていなかったという想定外の逃げのよう

な意味と、それからもう一つは、これは特別なとんでもない現象だと注意を喚起するイメージだと思っていたんです。

でも、今、●●委員がおっしゃるように、「特異な」と言うと非常にレアケースという取り方をされることの弊害が心配されるのももっともだと思うので、別に「特異な」がなくても後の話は通じると思いますので、その副作用を考えると取った方がいいんじゃないでしょうか。あるいは、何か別な用語に置き換えるか、「特異な」ではなく。

○「ずれ動いたということがあげられる」でもいいのかなと思ったんです。前に「メカニズムが」と書いてあるので、「大きくずれ動いたことがあげられる」だけでしょうか。

○今、御指摘があったように、「特異な」という意味はいろいろな取り方をされるということもありますので、取ってしまったらどうでしょうか。

○事実関係だけにしておくということですね。「特異な」というのはもう入れないと。

○よろしゅうございますか。せかすわけではないんですが、まだ時間はありますので。

だけど今、言ってください。どうぞ。

○細かいことでよろしければ、すみません。8 ページ目の上から3 行目の最後のところに「確認するためには、津波堆積物調査」というのがあるんですけども、このままでも構わないかとは思いますが、もし直せるのであれば「陸上及び海底の」というのを入れていただいて、陸上とは限りません。ちょっと専門用語から外れますけれども、「海底の」と入れていただいた方がわかりやすいと思いますので、専門の乱泥流堆積物だとか、余計なことを入れるよりはこのまま「海底の」と入れていただいた方がと思います。

○入れましょう。ありがとうございます。

では、どうぞ。

○もしどこかに記述があるならば、それは教えていただければいいんですけども、津波警報と例えば地域防災計画とかハザードマップとの連携みたいなものはどこかにありますか。

さっきから見ていますんですけども、なかなか私は見つけられなくっているんですが、津波警報で例えば2 m だったらどうすればいいのかとか、4 m というのはどういう意味なのかとか、それぞれが津波警報の高さが防災行動とどうリンクするのかということはやはり今回の津波警報と避難の大きな課題の一つだと思いますので、それはどこかに書いておいていただきたいと思うんですが、どこかにありますか。

○ストレートには書いていないかもしれないんですが、18 ページのところの例えば下から3 つ目の丸のところとか、「避難行動の根幹となる情報であることから、津波警報として伝達すべき内容について、受け手の立場に立って検討する必要がある」といったようなところで今、言われた防災対応と警報との関係みたいなものを示していく、検討する必要があるというふうになっているんですが、もしあれでしたら、ここをもう少し具体的にイメージできるように、防災対応と警報との関係性を明示するような形で文章を入れるというのは可能かと思いますが。

○是非、入れてください。

○そうさせてください。多分気象庁は、防災情報は全然関知せずという態度をずっと取っていますので、気象庁に言っても無理ですよ。ですから、こちらでやはり書かないと多分抜けてしまうことになると思うんですね。そういう形で気象庁にプレッシャーをかけましょう。●●委員よろしゅうございますね。

閉 会

○河田座長 そのほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

随分いろいろな意見を言っていたいただいたので、また早急に事務局の方で文章を加筆訂正等させていただきますが。

では、今日お諮りすることは、この報告の案について御意見を踏まえて最終案にブラッシュアップするということでございましたが、今たくさんの御意見をいただいておりますので、それを踏まえてできるだけ早くその案を消したような形のものを委員の皆様にご確認いただき、28日に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、マイクを返します。

○越智（事務局） それでは、大変ありがとうございました。

今日いただきました意見をまた整理させていただいて早急に、今日は土曜日ですので、今日明日で作業いたしまして、月曜日にはまたメールで送らせていただけるように頑張りたいと思いますので、送った際には申し訳ありませんが、できるだけ早目に返事をいただけますようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、どうも座長ありがとうございました。またブリーフィングをよろしくお願い申し上げます。

○河田座長 今度、28日は最終回なのですが、せっかく集まっていただきますので、大臣は予算委員会があるということなので、1人3分ぐらい所感を言っていたきたい。やはり皆で知恵を共有しなければいけませんので、この11回の委員会に出席いただいているところはたくさん持っていたいただきたいと思いますので、そういったものを少し御紹介いただいて、それで大臣に手交するということにつなげていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○越智（事務局） ありがとうございます。今お話がありましたとおり、28日水曜日、ちょっと時間を変更させていただきまして午後4時から6時ということでセットさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会場については、この場所と同じでございますのでよろしくお願い致します。

資料の送付御希望の方は、机の上に置いていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、本日の専門調査会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——

